

2018年5月15日
参議院・文教科学委員会

著作権法の一部を改正する法律案について（意見）

早稲田大学大学院法務研究科教授
上野達弘

I はじめに

- ・参考人自身の関与
2009年～ 文化審議会 著作権分科会 法制問題/法制・基本問題小委員会委員
2004年～ 文化審議会 著作権分科会 国際小委員会委員

II 法案の内容及び意義

1 「柔軟な権利制限規定」の整備

(1) 内容

- ・2つの行為類型を対象に柔軟な権利制限規定を導入
 - ① 権利者の利益を通常害さない行為類型（30条の4、47条の4）… [第1層]
 - (a) 非享受利用 [例] 情報解析、リバースエンジニアリング、その他
 - (b) 電子計算機利用付随利用 [例] キャッシュ、バックアップ、その他
 - ② 権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型（47条の5）… [第2層]
[例] 所在検索サービス、情報解析サービス、その他（政令指定）

(2) 意義

- ・明確性&柔軟性のコンビネーション¹ → [シンプル&フレキシブル] な著作権制度へ
- ・新たな権利制限によるイノベーション促進 [例] AI 開発・機械学習²

2 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（35条等）

(1) 内容

- ・授業の過程における公衆送信等を自由化すると共に、権利者に一定の補償金支払

(2) 意義

- ・ICT活用教育の円滑化 + 利用に応じた権利者への利益分配
- ・[権利制限による円滑な利用促進] & [補償金制度による適正な利益分配] の両立³

¹ 上野達弘「著作権法の柔軟性と明確性」『知的財産・コンピュータと法』（商事法務、2016年）25頁、同「権利制限の一般規定—受け皿規定の意義と課題—」『しなやかな著作権制度に向けて』（信山社、2017年）141頁参照。

² 上野達弘「機械学習パラダイス」（<http://rclip.jp/2017/09/09/201708column/>）参照。

³ 上野達弘「著作権法における権利の在り方～制度論のメニュー～」コピライト650号2頁（2015年）、同「著作権法における権利の排他性と利益分配」著作権研究42号69頁（2016年）参照。

3 障害者関係の権利制限規定の整備 (37 条)

(1) 内容

- ・ 肢体不自由等を含む印刷物判読困難者のための録音図書等の作成等を自由化

(2) 意義

- ・ 障害者の情報アクセス機会の充実
- ・ マラケシュ条約 (2013 年署名、2016 年 9 月 30 日発効) の締結に向けて

4 アーカイブ関係の権利制限規定の整備

(1) 内容

- ・ アーカイブ利活用のための権利制限
= 国会図書館による外国図書館への絶版等資料の送信 (31 条)、展示作品のタブレット端末等による解説・紹介 (47 条)、裁定制度における国等の補償金供託免除 (67 条)

(2) 意義

- ・ 裁定制度の利用促進によるオーファンワークス (権利者不明等著作物) 利用円滑化
- ・ 知の蓄積と発信

III おわりに

1 総評

- ・ 長年の議論の集大成⁴
= 文化審議会著作権分科会 法制問題小委員会 (平成 21 年～)⁵ → 平成 24 年改正
= 文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会 (平成 25 年～)⁶
- ・ 新段階を迎えた [権利保護&利用促進] の調整
= [明確性&柔軟性] [円滑な利用促進&適正な利益分配] による調整の多様化
- ・ 現実的効果：イノベーション促進

2 今後の課題

- ・ 改正法の適切な運用
[例] 指定管理団体による徴収・分配、権利制限ガイドライン等
- ・ 将来に向けたわが国著作権制度の不断の検証⁷
→ 2020 年：現行著作権法 [昭 45 年法律 48 号] 制定 50 周年

⁴ 上野達弘「著作権法における権利制限規定の再検討—日本版フェア・ユースの可能性—」コピライト 560 号 2 頁 (2007 年) 参照。

⁵ 文化審議会著作権分科会報告書 (平成 23 年 1 月) 参照。

⁶ 文化審議会著作権分科会報告書 (平成 29 年 4 月) 参照。

⁷ 上野達弘「国際社会における日本の著作権法—クリエイタ指向アプローチの可能性—」コピライト 613 号 2 頁 (2012 年) 参照。